

税の申告は お早めに!

申告期間

2/16～3/15まで

期間後半は混雑が予想されます。
早めの申告をお願いします。

平成 24 年 1 月 1 日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

所得税・住民税申告は、前年 1 月 1 日～ 12 月 31 日までの所得を申告するもので、住民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となり、また申告をされませんと各種証明書の発行ができないほか保育園・幼稚園の入園などに必要な書類の発行ができませんので、必ず平成 24 年 3 月 15 日（木）までに申告してください。

■申告の必要な方

- ①給与収入が 2,000 万円を超えている方
- ②事業所得（営業所得・農業所得）があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤平成 23 年中に会社を退職された方、また年末調整が済んでいない方
- ⑥平成 23 年中に 2 社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
- ⑦公的年金等以外の所得がある方
- ⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
- ⑩障害者年金や遺族年金を受けている方
- ⑪諸控除を受けようとする方

■申告の必要ない方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方（他市区町村在住者の扶養を除く）
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は住民税の申告は必要ありません

■市役所では受付できない申告

- ①青色申告②株式・土地の譲渡所得
- ③住宅借入金等特別控除（初年度）④繰越損失⑤先物取引
- ⑥過年度申告⑦消費税申告⑧贈与税申告

●所得税の還付申告は、平成 24 年 1 月 4 日から税務署で申告することができます。また、e-TAX や郵送で送ることもできます。詳しくは潮来税務署まで・・・

要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の方で認知症や寝たきり度（日中ベッド上で過ごす割合）がある一定以上の判断基準を超える方は『障害者控除対象者認定書』の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることが出来ます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用の医療費控除の取り扱いもごさいますので、市役所介護福祉課（TEL 0299-55-0111）までお問い合わせください。

東日本大震災により被害を受けられた方へ

この震災により住宅や家財などに損害を受けられた方は、平成 23 年分所得（又は平成 22 年分）に係る所得税・住民税の全部又は一部を軽減することが出来る場合があります。平成 23 年分については今回の申告に併せて申告することが出来ます。また、平成 22 年分で軽減を受ける場合は税務署でのみ受

け付けを行っております。なお、税務署では 1 月 4 日より還付申告を受け付けており、雑損控除の事前相談（損害額等の計算）も予約制で行っております。申告期間は例年以上の混雑が予想されますのでこの機会をぜひご利用ください。

■申告に必要なもの ※申告する内容によって複数にまたがる場合があります

申告者全員		□申告書 □印鑑（認印可、シャチハタ不可） □通帳等（還付または納税の際に必要。本人名義）
該当する方のみ	給与・年金所得者	□給与・年金源泉徴収票（源泉徴収票を紛失された場合は、必ずお勤め先や年金支払者に再発行を依頼してください。市役所では発行できません。）
	事業所得者 （営業・農業・漁業・不動産）	□収支内訳書（必ず作成して持参してください） □雑収入（戸別所得補償、東京電力損失補てん金等）の額のわかるもの □領収書等
	譲渡所得者 （土地などの売買・交換等）	□売買契約書の写し □領収書 □買取証明書（公共事業への売買のみ）
	一時所得者 （生命保険などの満期）	□保険会社からの明細書
	退職者	□給与所得の源泉徴収票 □退職所得の源泉徴収票
	諸控除を受ける方	□生命保険料控除証明書 □地震保険料控除証明書 □国民年金保険料控除証明書 □医療費の領収書 ※医療費控除を受ける方で保険会社などから医療費の補てんがされた場合には、明細書も必要となります。また、領収書を紛失された場合には、かかった病院などで再発行をしてください。健康保険組合などが発行する医療費のお知らせでは医療費控除は受けられません。
	東日本大震災により被害を受けられた方 （22年分で軽減を受ける場合は税務署のみで受付）	□被害を受けられた資産、取得時期、取得価額のわかるもの（わからない場合はその面積のわかるもの） □被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などのわかるもの □被害を受けたことにより受ける保険金等（被災生活再建支援金を含む）の金額のわかるもの □22年分で軽減を受ける場合、22年分の確定申告書の控え、もしくは源泉徴収票や保険控除証明書等

■申告日程表

申告会場	麻生保健センター予防接種室	北浦庁舎2階第1会議室	玉造庁舎2階第1会議室	
受付時間	《午前の部》 午前8時30分～11時30分 《午後の部》 午後1時00分～ 4時00分			
指定日	対象地区	対象地区	対象地区	
2月16日(木)	麻生地区	津澄地区	玉川地区	
2月17日(金)				
2月20日(月)			手賀地区	
2月21日(火)				
2月22日(水)	太田地区	要地区	玉造地区	
2月23日(木)				
2月24日(金)				
2月27日(月)	大和地区		現原地区	
2月28日(火)				
2月29日(水)			行方地区	立花地区
3月 1日(木)				
3月 2日(金)				
3月 5日(月)	武田地区			
3月 6日(火)				
3月 7日(水)				
3月 8日(木)				
3月 9日(金)				
3月12日(月)				
3月13日(火)				
3月14日(水)				
3月15日(木)				

●潮来税務署●

1月24日から申告相談会場を開設します。（土日を除く）

【受付期間】

午前9時～午後4時

※所得税の還付申告（医療費控除や雑損控除等は1月4日から税務署で申告することができます。）

●午前中に受付をされた方でも当日の混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますので、ご了承ください。

●受付簿は当日午前8時にお出しします。事前予約などはできません。

難病患者福祉見舞金の

請求をされていない皆様へ

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

行方市では、難病患者に対して、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るために「難病患者福祉見舞金」を支給しています。

支給対象になる

方で、まだ請求をしていない方は早急に申請してください。



対象者 行方市に住所を有する方で、茨城県から交付された「一般特定疾患医療受給者証」又は、「特定疾患登録証」をお持ちの方。

見舞金額 年額 一万円

締め切り 3月30日

（受付期間を延長しました）

必要書類

- ① 「一般特定疾患医療受給者証」又は「特定疾患登録証」
- ② 難病患者本人の預金通帳
- ③ 印鑑

平成24年度

非常勤講師を募集しています

学校教育課（北浦庁舎）

☎ 0291（35） 2111

勤務内容

ティームティーチング（複数の教員による学習指導）による教科指導など

勤務地 市内各小学校

採用期間 平成24年4月～平成25年3月

募集人数 5名（予定）

勤務時間 週29時間以内

報酬等 時間単価1,750円程度

交通費支給

社会保険等 社会保険、厚生年金の適用はありません（雇用保険、労災保険は適用有）

募集資格 ・教育職員免許法に基づく教員の免許状を有する者・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者・地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者

提出書類 ・願書（様式第1号、2号、3号）・教員免許状の写し

提出先 〒311-1792

茨城県行方市山田2564-10

行方市教育委員会 学校教育課

2月24日（金）までに持参または郵送

選考方法 提出書類及び面接
（面接日は後日通知）

※所定の志願書は行方市教育委員会学校教育課または行方市ホームページからダウンロードできます。（<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>）

第6回水郷美術展覧会

作品募集

生涯学習課（北浦庁舎）

☎ 0291（35） 2111

主催 行方市・潮来市

開催期間

2月8日（水）～2月12日（日）

午前9時～午後5時

（最終日は午後3時まで）

搬入期日 2月6日（月）

午前10時～正午

会場 潮来市立中央公民館

部門

絵画 40号以内

書道 縦2・12m（7尺）横0・9m（3尺）以内

写真 半切～全紙（高校生は四つ切可）

陶芸 縦・横・高さ1m（3尺）以内

応募資格 行方市・潮来市に在住・

在勤の高校生以上

出品料 1,000円（高校生無料）

表彰式 2月12日（日）

午後1時30分～

申込方法

申込書を行方市生涯学習課（北浦公民館内）又は、麻生・玉造公民館へ提出。また専門部の出品に関しては各部門内で取りまとめ提出してください。※申込書及び要項・出品票は各公民館においてあります。行方市ホームページからもダウンロードできます。

申込締切 1月20日（金）



新しい教育委員さんを 紹介します

教育委員、石川直枝さんが11月30日をもって退任されました。長きにわたり市の教育にご尽力をいただきました。ありがとうございました。

石川氏の退任に伴い、永峰美津枝

さんが教育

委員に12月

1日付で選

任されまし

た。



永峰 美津枝 さん

税金のお知らせ

今月の税金

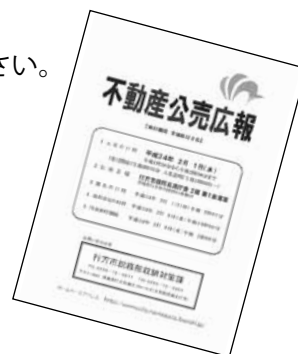
国民健康保険税 第7期
納付期限（口座振替日）
は1月31日です。

納付期限のお忘れにご注意を！

※ 今月の納付期限は31日ですのでお忘れのないようご注意ください。

不動産公売を実施します！！

入札参加を希望する方は、市役所各庁舎にある『公売広報』をご確認ください。
また、郵送をご希望の方は行方市役所収納対策課までご連絡ください。



■公売日時 2月1日（水）

受付 12時50分 入札開始 午後1時20分
入札終了 午後2時

■場 所 行方市役所 北浦庁舎 2階第1会議室（行方市山田2564-10）

■公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価額・公売保証金額
11-2	行方市麻生字寺前 403番1 田 1,154㎡ ・見積価額 400,000円（公売保証金額 40,000円）

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることができない方は参加できません。

■執行機関は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課へご確認ください。

■農地（田）については土地改良区の賦課金がかかる場合があります。
（公売広報でご確認ください）

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811



ませんか！ ハビリ体操

拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼とする体
のための動作の訓練にもなる体操です。行方市では
るように『シルバーリハビリ体操の普及に取り組

ん、シルバーリハビリ体操をあなたの日常生活に取

ぜひお気軽にご参加ください。

者 行方市シルバーリハビリ体操指導士会
の飲み物

話支援センターTEL 0299-55-0114

教室

	開催日	時 間
	第1・3火曜日	午前9時30分～
	第2・4月曜日	午前9時30分～
ター	第2・4水曜日	午前9時30分～
	第1・3金曜日	午後1時30分～
	第2・4金曜日	午後1時30分～
	第2・4月曜日	午前9時30分～
	第1土曜日	午前9時30分～
	第1・3金曜日	午前9時30分～
	第2・4水曜日	午後1時30分～

玉造教室

教室名	場 所	開催日	時 間
あさがお	玉造保健センター	第1・3月曜日	午後1時30分～
水仙	玉造保健センター	第2・4月曜日	午後1時30分～
元気〜で〜さ〜びす館	玉造農村環境改善センター	第2・4火曜日	午前9時30分～
ひまわり	榎本地区農民研修センター	第2・4水曜日	午後1時30分～
紫陽花	玉造公民館	第1・3木曜日	午後1時30分～
新田親和会	新田コミュニティーセンター	第1水曜日	午後1時30分～
若海わかば会	若海農村集落センター	第1・3水曜日	午後1時30分～
藤井長寿会	藤井公民館	第2・4金曜日	午前9時30分～
舟津親和会	舟津コミュニティーセンター	第1・3火曜日	午前9時30分～
なでしこ羽生	羽生地区学習センター	第2・4木曜日	午前9時30分～
大好き上山会	上山農村集落センター	第1・3金曜日	午前9時30分～

自分の健康を守っていきましょ



行方市シルバーリハビリ体操指導士会
会長 菅澤トヨ

となり各地区の体操教室へ参加しています。これも地域包括支援センターをはじめ皆様のご協力の賜物と感謝申し上げます。

教室に参加されている皆さんから、姿勢がよくなりつまずかなくなつた等の声を聞くと私たち指導士の励みにもなります。体操を始めてすぐに効果が表れるものではありません。一日、1ミリ、1グラム、いつでもどこでも、ひとりでも、無理なくできる体操です。いつまでも健康で若々しく生活が送れるよう、コタツと仲良しにならず、日頃から身体を動かすことを心がけ、シルバーリハビリ体操教室に参加し、自分の健康は自分で守って行きましょ。

新年明けましておめでとうございませ。昨年は東日本大震災、被災地での避難生活、放射能の問題など大変な年であつたと思います。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。シルバーリハビリ体操教室も行方市全体で31教室、指導士数も88名

シルバーリハビリ体操とは？

リハビリの権威である大田仁史先生（県立健康プラザ管理者・前県立医療大学長）が考案した、介護予防を目的とした体操です。関節の柔軟性を高めたり、筋肉が強化できる運動で、高齢者はもちろん、どなたでも無理せず自分の体力・体調に合わせて気軽に取り組むことができます。



Interview



「あさがお」
白鳥 和代さん

平成20年からシルバリーハビリ体操教室「あさがお」に参加しております。この体操を始めてから足や腰の調子が大変良くなりました。指導士の皆様には感謝申し上げます。

先日、地元の友だちに「楽しく体操や話しかできて、健康維持にもつながるよ」と話をしたところ、地元でシルバリーハビリ体操教室「大好き上山会」が発足することになりました。．．．とても楽しみです。

健康維持のために、これからもみんな楽しく続けていこうと思います。

参加者の方に お話を聞きました



「はつらつ寿会」
額賀 貞夫さん

核家族の増加とともに、こもりがちの高齢者も増加しているようです。

私が参加しているシルバリーハビリ体操教室「はつらつ寿会」では、先生方の熱心な指導により、無理なく楽しみながら体力づくりをしております。ストレス解消にもなっています。

また、昼食後、皆で歌い、笑い、話し合い、温泉につかったりと楽しく過ごすことが健康の秘訣でもあると思います。

これからも、会のみならずシルバリーハビリ体操を続けていきたいと思っています。



「富田なかよし会」
濱田 三男さん

シルバリーハビリ体操教室「なかよし会」は、平成22年6月からスタートしました。体操の指導をしてくださる先生方は皆さんとても熱心で、明るく楽しい教室です。この体操に出会えて本当によかったと思っています。

元気で、楽しく、笑顔あふれる教室は、自分の健康を維持していくためには一番だと思います。

皆さんも私たちと一緒にシルバリーハビリ体操をしてみませんか。



はじめてみる シルバリー

シルバリーハビリ体操は関節の運動範囲を維持する体操であり、立つ、座る、歩くなど日常生活を営む高齢者のみなさんが元気にはつらつと日々を過ごしています。

今の元気な身体を維持したいと考えている皆さん、ぜひ入れてみませんか？

各地区で下記のとおり教室を開催していますのでぜひ

◇対象者 市内在住の概ね60歳以上の方 ◇指導

◇準備するもの 運動しやすい服装、水分補給用品

【申し込み・問い合わせ先】行方市地域包括支援センター

麻生教室

教室名	場 所	開催日	時 間
麻生はつらつ会	麻生公民館	第1・3金曜日	午前9時30分～
行方みどり会	西浦地区学習センター	第1・3木曜日	午前9時30分～
麻生若葉会	新田集会所	第2・4金曜日	午前9時30分～
青沼さくら会	青沼ふるさとコミュニティセンター	第2・4木曜日	午後1時30分～
中台・なかよし会	中台集会所	第2・4水曜日	午前9時30分～
島並・コスモス会	島並農村集落センター	第1・3金曜日	午後1時30分～
宇崎長寿会	宇崎農村集落センター	第2・4火曜日	午後1時30分～
四鹿杉平・ひまわり会	四鹿杉平農村集落センター	第2・4火曜日	午前9時30分～
矢幡・めぐみ会	矢幡宮農センター	第1・3火曜日	午後1時30分～
根小屋・みのり会	根小屋構造改善センター	第1・3火曜日	午前9時30分～
白帆会	西浦地区学習センター	第1・3火曜日	午後2時00分～

北浦

教室名	場 所
はつらつ寿会	北浦荘
要・すずらん会	要地区館
いきいきゼミナール・内宿	内宿ふるさとコミュニティセンター
いきいきゼミナール・繁昌	繁昌地区学習センター
ラーク北浦	北浦公民館
稲ヶ谷・カナリヤ会	稲ヶ谷カナリヤ児童館
依田谷・すみれ会	依田谷児童館
行戸十ヶ沢・ひばり会	行戸十ヶ沢公民館
武田・両宿会	武田地区館